\bigcirc

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

_
傍
線
0
部
分
は
改
\mathbb{E}
部
分
$\overline{}$

なる場合にあっては、○・五ヘクタールとする。	急整備地域内において当該都市開発事業の事業区域に隣接し、
業の事業区域の面積の	二 当該特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊
され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これ	一 次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール
る目的とするものに限る。)が	区分に応じ、当該各号に定める規模とする。
事業(都市再生緊急整備地域内におけるその地域整備方針に定め	市開発事業を施行する場合においては、次の各号に掲げる場合の
の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発	ルとする。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都
定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業	定める都市開発事業の事業区域の面積の規模は、○・五へクター
定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で	定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で
第七条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認	第七条 法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認
(法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模)	(法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模)
	j
	レートのでは、アンジャンプリーである場合では、アンジャンプリーである。
	の合計が一くクターレ以上となる場合の・五くク
	あると見込まれ、かつ、これらの
	一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが
	二 当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと
	一 次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール
、〇・五へクタールとする。	定める規模とする。
事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては	合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
あると見込まれ、か	都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場
的に他の都市開発事業が	う。)の面積の規模は、○・五ヘクタールとする。ただし、特定
する。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接	土地(水面を含む。)の区域(第二号において「事業区域」とい
第二条 法第十九条第三項の政令で定める規模は、一ヘクタールと	第二条 法第十九条第三項の政令で定める都市開発事業を施行する
模)	模)
(協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規	(協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規
現	改 正 案
イガくそべりこうそんご	

緊急整備地 ることが を主たる目的 へは近 業区 接 確実 域 L てこれ 0 域 であると見込まれ、 面 に 係る地 するも 積の合計が一 <u>ك</u> 体 域 のに限る。 整備方針 的に 他 クター \mathcal{O} 都 に定めら か つ、 が 市 施行さ 開 ル これ 以上となる場合 発 事 れ 業 5 れ た 都 0 当 都市開 又 市 は 該 機 能 都 発事業 行され 市 \circ 増 再 進 生

五.

クタ

2 3 タールとする。
についての法第二十条第一項の政令で定める規模、についての法第二十条第一項の政令で定める規模、単に「都市計画等の特例」という。)の対象となる条第一項に規定する申請に係る都市計画等の特例 都 法 いての法第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘク「都市計画等の特例」という。)の対象となる都市再生事業一項に規定する申請に係る都市計画等の特例(次項において 市 第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四 計画等の (う。) に係る当該都市再生事業についての法第二十)施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関すの特例の対象となる関連公共公益施設整備事業 (都 おい

市再

生事業の

する事業を

いう。)に係る当該都市再生事業につい

一項の政令で定める規模は、

〇・五ヘクタールとする。

十三 2 に 単 条 い 「 ー 法第三十七条に規定する提案並びに法第四十二条及び第四 都市 項に規 計 画

3 市 タ 都市] ル 計画 とする。 ての法第二十条第一項の政令で定める規模は、 [等の 定する申請に係る都市 特例の .等の特例」という。)の対象となる都市 対象となる関連公共公益施設整備事 計画等の 特例 (次項に ○・五ヘク おい 業 て

十三

する事業 再 生事 一項の政令で定める規模は、 業の (をいう。) に係る当該都市再生事業につい 施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に 〇・五ヘクタールとする。 ての法第二十 関